

改正

平成14年3月29日告示第122号

平成16年3月31日告示第93号

白子町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白子町が行うごみ減量化事業に協力し、家庭から排出される生ごみの自己処理を行うための生ごみ処理器等を購入し、かつ、設置した者に対して予算の範囲内において、白子町補助金等交付規則(昭和47年白子町規則第1号)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「生ごみ処理容器等」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) コンポスト容器 土中の微生物等の活動を利用し、厨芥類の生ごみを分解させて、その容量を減少、又は肥料化させるもの
- (2) 生ごみ処理機 機械又は電氣的に水分又は熱の調整を行い、厨芥類の生ごみの容量を減少、又は肥料化させるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。

- (1) コンポスト容器 購入額の2分の1の額とし、1基につき3,000円を限度とする。
- (2) 生ごみ処理機 購入額の2分の1の額とし、1基につき20,000円を限度とする。

(交付対象者等)

第4条 補助金は、次に掲げる者で、生ごみ処理容器等を購入し、かつ、設置した者に対して交付する。

- (1) 白子町に住所を有し居住している者であること。
- (2) 生ごみ処理容器等により、肥料化されたごみを、自ら処理することができる者

2 生ごみ処理容器等の数は、1世帯当たりコンポスト容器については2年度につき2基以内、生ごみ処理機は5年度につき1基とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(別記様

式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、生ごみ処理容器等購入補助金交付決定書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理容器等を購入し、設置したときは、速やかに生ごみ処理容器等購入費補助金交付実績報告書(別記様式第3号)に領収書を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付確定)

第8条 町長は、前条の規定により報告を受けたときは、内容審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、適当と認めたときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付確定書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により、補助金の請求をしようとするときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 町長は、虚偽の申請又はその他不正手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る生ごみ処理容器等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月29日告示第122号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日告示第93号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。